

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成27年7月24日
【会社名】 株式会社アダストリア（旧会社名 株式会社アダストリアホールディングス）
【英訳名】 Adastria Co., Ltd.（旧英訳名 Adastria Holdings Co., Ltd.）

（注）平成27年6月1日をもって当社商号を「株式会社アダストリアホールディングス（英訳名 Adastria Holdings Co., Ltd.）」から「株式会社アダストリア（英訳名 Adastria Co., Ltd.）」へ変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO） 福田 三千男
【本店の所在の場所】 茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
【電話番号】 (029)231-1101
【事務連絡者氏名】 上席執行役員管理本部長 林 正武
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
グラントウキョウ サウスタワー（東京本部）
【電話番号】 (03)6895-6000（代表）
【事務連絡者氏名】 上席執行役員管理本部長 林 正武
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成27年7月22日開催の取締役会において、平成27年9月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社N9 & PG（以下「N9 & PG」といいます。）が営む衣料品等企画製造に関する一切の事業を、当社へ承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことを決議し、平成27年7月22日付で吸収分割契約書を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社N9 & PG
本店の住所	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
代表者の氏名	代表取締役社長 大屋 守
資本金の額	10百万円
純資産の額	1,168百万円
総資産の額	17,403百万円
事業の内容	衣料品等企画製造及び物流業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
売上高（百万円）	1,529	2,149	34,447
営業利益（百万円）	433	365	116
経常利益（百万円）	409	410	121
当期純利益（百万円）	237	275	138

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社アダストリア（提出会社） 100%

(4) 提出会社との資本関係、人的関係及び取引関係

N9 & PGは、提出会社100%出資の連結子会社であり、当社より取締役、監査役を派遣しております。また、当社はN9 & PGより衣料品等商品を仕入れております。

2. 当該吸収分割の目的

当社は、平成26年2月28日付にて、当社グループの物流機能を担う完全子会社が、当社グループの商品企画・生産管理機能を担う完全子会社を吸収合併し、商号変更を経たN9 & PGに海外を含めた生産から物流までの機能を一元化することで、当社グループ内の商品供給体制整備のスピードアップを目指したグループ体制を構築いたしました。

しかしながら、当該体制にてグループ運営を進める中で、商品企画・生産管理機能については、物流機能よりも小売機能とより密な連携をとることがバリューチェーンの最適化に適するため、平成27年3月1日付で持株会社から小売事業会社となった当社グループ中核事業体である当社に商品企画・生産管理機能を集約する一方、物流機能については、海外物流機能の強化・展開も見据えて別法人で運営を進めることが適切と判断し、本吸収分割を実施することといたしました。

本吸収分割により、経営効率化と意思決定の迅速を図り、企業価値向上につながる体制に再編いたします。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を吸収分割承継会社とし、N9 & PGを吸収分割会社とする簡易吸収分割の方式を採用いたします。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

当社の100%子会社との吸収分割であるため、本吸収分割に際し、株式の割当て、その他対価の交付は行いません。

(3) その他の吸収分割契約の内容

承継する権利義務

当社は、吸収分割契約書の別紙「承継権利義務明細」に記載の資産、負債、雇用契約その他の権利義務をN9 & PGから承継する予定です。

日程

平成27年7月22日 吸収分割契約承認取締役会決議及び本吸収分割契約締結日(両社)

平成27年9月1日 本吸収分割効力発生日

その他の吸収分割契約の内容

当社とN9 & PGとの間で締結した平成27年7月22日付吸収分割契約書の内容は、後記6.記載の通りです。

4. 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

5. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アダストリア
本店の所在地	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
代表者の氏名	代表取締役会長兼最高経営責任者(CEO) 福田 三千男
資本金の額	2,660百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	カジュアル衣料・生活雑貨・服飾雑貨等の製造小売業

6. 吸収分割契約書の内容は次の通りです。

吸収分割契約書

株式会社N9 & PG(以下「甲」という。)及び株式会社アダストリア(以下「乙」という。)は、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という。)に関し、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は、本吸収分割により、甲が営む衣料品等企画製造に関する一切の事業(以下「本件事業」という。)に関する第3条第1項の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条(当事会社の商号及び住所)

本吸収分割を行う当事会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲: 吸収分割会社

商号 株式会社N9 & PG

住所 茨城県水戸市泉町三丁目1番27号

(2) 乙: 吸収分割承継会社

商号 株式会社アダストリア

住所 茨城県水戸市泉町三丁目1番27号

第3条(本吸収分割に際して承継する権利義務に関する事項)

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、当該別紙に従い、承継権利義務に含まれるものとする。

2 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて併存的債務引受の方法による。

第4条(本吸収分割に際して交付する金銭等)

本吸収分割に際して、株式の割り当て、その他対価の交付は行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年9月1日とする。ただし、本吸収分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲は、会社法第784条第1項の規定により、株主総会において本契約の承認を得ることなく、本吸収分割を行う。

2 乙は、会社法第796条第2項の規定により、株主総会において本契約の承認を得ることなく、本吸収分割を行う。

3 前二項に規定する手続は、本吸収分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第8条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日後においても、本件事業について、会社法第21条に定める競業禁止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（本吸収分割条件の変更及び中止）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態及び経営成績に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生し又は発生することが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに法令に基づき要求される関係官庁等の承認が得られないとき又は前条に基づき本吸収分割が中止されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意により、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年7月22日

（甲）茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社N9 & PG
代表取締役 大屋 守

（乙）茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社アダストリア
代表取締役 福田 三千男

（別紙）

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本吸収分割の効力発生日において甲に属する次に記載する権利義務とする。

1. 資産

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に関して甲が有する資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能なものの一切。なお、久恩玖貿易（上海）有限公司への出資に係る持分を含むものとする。

2. 負債

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に関して甲が有する負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能なものの一切。

3. 雇用契約等

本件事業に従事する甲の従業員は、効力発生日において乙が全員引き継ぎ、以後乙の従業員として雇用する。但し、乙の国内関係会社に出向している者を除く。

甲における勤続年数は乙において通算する。

4. その他の権利義務

(1) 本吸収分割の効力発生日において甲が本件事業に関連して締結している一切の契約に係る契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、本吸収分割による契約上の地位の承継につき契約の相手方の承諾を要する契約であって、本吸収分割の効力発生日の前日までに当該相手方の承諾を得られなかったものを除く。

(2) 甲が本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙へ承継することが法令上可能であるものの一切。

以上